

要配慮者利用施設 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 避難確保計画の点検等について（通知）

平素より、本市介護保険事業へご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正されました。これに伴い、「洪水浸水想定区域内」「高潮浸水想定区域内」「津波浸水想定区域内」「内水浸水想定区域内」「土砂災害警戒区域内」（以下「区域内」という。）に所在している要配慮者利用施設かつ「地域防災計画」に定められた要配慮者利用施設の管理責任者は、これまで努力義務であった避難確保計画の作成及びその計画に基づいた避難訓練の実施が義務化され、避難確保計画を作成・変更したときは、その計画を所管市町村へ報告することとなりました。

つきましては、避難確保計画の点検等をお願いします。

### 1 実施内容

- (1) 施設所在地が区域内かの確認（対策が必要な災害の種類の確認）
- (2) 避難確保計画の点検（対策が必要な災害の項目が含まれているか等の確認）
- (3) **最新の**避難確保計画の提出
- (4) 避難確保計画にそった避難訓練の実施

### 2 避難確保計画の提出期限

令和2年10月9日（金）

※電子メール又は郵送にて、事業者指導課宛てにご提出ください。

【電子メールアドレス】 shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp

【郵送先】〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 事業者指導課

### 3 補足事項

地域防災計画は年に1回の更新であり、現時点で地域防災計画要配慮者施設一覧に未掲載であっても、所在地が区域内の施設は今後掲載対象となります。

未掲載かつ区域内の施設等は、上記2の提出期限にかかわらず、避難確保計画を作成次第、速やかに提出してください。

#### 【お問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 飯笹 TEL:092-711-4319

E-mail: [shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)